



おくやみハンドブック
— 燕市 —



ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

燕市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

燕市役所 0256-92-1111 (代表)

各種手続

事前準備について

燕市役所にて各種手続をする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問合せください。



STEP 3

各種手続チェックリスト

該当手続の把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続ページをご覧ください。



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、燕市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続によって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表および喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、年金証書など）
- 国民健康保険・後期高齢者医療の資格確認書等

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書等

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

- ・葬祭を行ったことおよび喪主が確認できるもの（葬祭の明細書と領収書、または会葬礼状など）

- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、重度心身障がい者医療等の受給者証

本人確認書類について

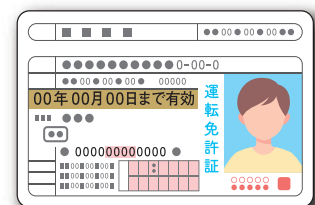
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など

- 2点で本人確認できる書類

国民健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳または基礎年金番号通知書、学生証など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続などの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金などの手続 (38 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の 検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (41 ページ参照)
4か月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (41 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (41 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (41 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

燕市で必要な手続については7ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍謄本等が必要になった	P7
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P8
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
健康保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P10
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P11
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	
税金・保険料	<input type="checkbox"/>	市税等の納付が済んでいない	P12
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P13
	<input type="checkbox"/>	固定資産(土地・家屋・償却資産)を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P14
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または要介護認定を受けていた	P15
(高齢者)福祉	<input type="checkbox"/>	在宅介護手当を受給している介護者だった	P16
	<input type="checkbox"/>	紙おむつ支給券の交付を受けていた	
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	P17
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P18
	<input type="checkbox"/>	燕市在宅重度心身障害児者等介護手当を受給していた	P19
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度を利用していた	P20.21
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	P22
	<input type="checkbox"/>	精神障がい者医療費の助成を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	障害者タクシー利用券・自動車燃料費助成券を利用していた	P23
	<input type="checkbox"/>	障害児通所支援を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P24
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業サービスを利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P25
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給者証を交付されていた	P26
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	P27
<input type="checkbox"/>	妊産婦医療費受給者証を交付されていた		
小中義務教育 学校	<input type="checkbox"/>	子が児童クラブを利用していた	P28
	<input type="checkbox"/>	就学援助費を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別支援教育就学奨励費を受給していた	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上水道を使用していた	P29
	<input type="checkbox"/>	下水道を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
環境・衛生・ 市営墓地	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた	P30
	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P31
	<input type="checkbox"/>	市営墓地を利用していた	
農業	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	P32
	<input type="checkbox"/>	農地の権利を相続した	
市営・ 県営住宅	<input type="checkbox"/>	市営・県営住宅の入居名義人だった	P33
	<input type="checkbox"/>	市営・県営住宅の同居者だった	
その他の手続・ご案内	<input type="checkbox"/>	交通災害共済に加入していた方が交通事故で亡くなられた	P34
	<input type="checkbox"/>	市営駐車場を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	緊急告知FMラジオの貸与を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	市道を占用していた	P35
	<input type="checkbox"/>	法定外公共物（河川用地または水路用地、市道ではない道）を占用していた	
	<input type="checkbox"/>	大切な人を亡くされた方のこころの相談窓口	

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録

亡くなられた方の戸籍謄本等が必要になった

手続 戸籍謄本等の請求

手続詳細	期 限
<p>死亡届を市民課に提出してから亡くなられた方の戸籍謄本等が交付できるようになるまで、数日間かかります。(連休前後は、通常より戸籍の処理に時間がかかります。)</p> <p>【本籍地が燕市で燕市に死亡届を提出された場合】</p> <ul style="list-style-type: none">死亡届を提出した日から土日祝日を除いて7日程度で交付できます。 <p>【本籍地が燕市外の場合】 ※広域交付制度</p> <ul style="list-style-type: none">本籍地が戸籍の処理に必要とする期間は、本籍地の市区町村にお問合せください。交付ができるようになれば、戸籍の広域交付により窓口で本籍地以外の市区町村でも請求できます。(内容によっては、即日交付できない場合がありますのでご了承ください。) <p>《戸籍の広域交付を利用できる方》</p> <p>本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫等</p> <p>※きょうだいや委任状での代理請求はできません。[43 ページ参照]</p>	<p>なし</p> <p>手続可能な人</p> <p>戸籍に記載されている方、配偶者、直系の親族(父母、祖父母、子、孫)等</p>
必要なもの	問合せ先
<p>【燕市に本籍がある方】</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none">2ページ本人確認書類についての1点で確認できる書類(顔写真付きに限る)または2点で本人確認できる書類代理の方が請求されるときは、委任状が必要です。 <p>【燕市外に本籍があり戸籍の広域交付を利用される方】</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none">2ページ本人確認書類についての1点で確認できる書類(顔写真付きに限る)郵送や代理の方の請求はできません。	<p>市民課 市民窓口2係</p> <p>☎ 0256-77-8122</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを 持っていた

手続 お手続は不要です

手続詳細	期 限
マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方が亡くなられたときは、死亡日をもってカードは廃止となります。カードの返納は必要ありません。	手続可能な人
必要なもの	問合せ先
なし	市民課 市民窓口1係 ☎ 0256-77-8339

印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証の返納

手続詳細	期 限
印鑑登録をしていた方が亡くなられたときは、死亡日をもって登録は無効となります。印鑑登録証は無効になりますので、お手元にある場合は回収いたします。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民課 市民窓口2係 ☎ 0256-77-8122

MEMO

2. 健康保険

国民健康保険に加入していた

手続① 資格確認書等の返納

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、不正使用を防ぐために資格確認書等を回収しています。 ※返納が難しいときは、医療費の精算等が終了した後に、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書など	保険年金課 国保係 ☎ 0256-77-8132

手続② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなり葬祭を行ったときは、喪主に対して葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになったときには、加入していた健康保険組合などから【埋葬料】が支給される場合があります。その場合【葬祭費】の支給を受けることができません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続可能な人 喪主
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 喪主の振込口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状、葬祭領収書・明細書など）	保険年金課 国保係 ☎ 0256-77-8132

手続③ 高額療養費の申請・口座の再指定

手続詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年以内
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座がわかるもの	保険年金課 国保係 ☎ 0256-77-8132

後期高齢者医療保険に加入していた

手続① 資格確認書等の返納

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、不正使用を防ぐために資格確認書等を回収しています。 ※返納が難しいときは、医療費の精算等が終了した後に、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書など	保険年金課 年金医療係 ☎ 0256-77-8133

手続② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなり葬祭を行ったときは、喪主に対して葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続可能な人 喪主
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 喪主の印鑑 <input type="checkbox"/> 喪主の振込口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状、葬祭領収書・明細書など）	保険年金課 年金医療係 ☎ 0256-77-8133

手続③ 相続人申立書の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた被保険者に係る高額療養費などがあつたときは、相続人へ支給決定や振込を行いますので、相続人申立書を提出してください。	2年以内
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座がわかるもの	保険年金課 年金医療係 ☎ 0256-77-8133

3. 年金

国民年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものを準備の上、事前にお問合せください。	5年以内
	手続可能な人 ご遺族の方の状況によって異なります。詳しくはお問合せください。
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 三条年金事務所 ☎ 0256-32-2820 保険年金課 年金医療係 ☎ 0256-77-8136

厚生年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものを準備の上、事前にお問合せください。	5年以内
	手続可能な人 ご遺族の方の状況によって異なります。詳しくはお問合せください。
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 三条年金事務所 ☎ 0256-32-2820 保険年金課 年金医療係 ☎ 0256-77-8136

共済年金に加入または受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものを準備の上、各共済組合にお問合せください。	各共済組合にお問合せください。
	手続可能な人 各共済組合にお問合せください。
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの	各共済組合

4. 税金・保険料

市税等の納付が済んでいない

手続① 納付に係る手続

手続詳細	期 限
市税等の納付が済んでいない方が亡くなられたときは、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書にて納付をしてください。	納付書に記載の納期限まで
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 納付書	収納課 収納係 ☎ 0256-77-8152

手続② 口座振替の手続

手続詳細	期 限
現在、市税等を口座振替で納付していて、口座名義人が亡くなられたときは、納付書払いに変更されます。引き続き口座振替を希望される場合はあらためて手続が必要です。 ※口座振替の手続について、ご不明な点がございましたら、お問合せください。	随時（手続した翌月からの引落としになります）
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 通帳および届出印	収納課 管理係 ☎ 0256-77-8155

MEMO

4. 税金・保険料

市民税が課税されていた

手続 相続人代表者指定届の提出

手続詳細	期 限
市民税・県民税が課税されている方が亡くなられたときは、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類を、相続人の代表者に送付させていただくこととなります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※給与や年金からの天引きにより市民税・県民税を納付（特別徴収）されていた方は、死亡届出人などを推定相続人として特別徴収できなかった分の納付書を送付させていただくことがあります。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどを提出してください。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	亡くなられた日から 概ね3か月
	手続可能な人
	相続人代表者となる方
	問合せ先
	税務課 市民税1係 ☎ 0256-77-8142
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	

固定資産（土地・家屋・償却資産）を持っていた

手続 相続人代表者指定届の提出

手続詳細	期 限
固定資産税が課税されている方が亡くなられたときは、固定資産税の納税通知書や還付に関する書類を、相続人の代表者に送付させていただくこととなります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。亡くなられた方が所有されていた（名義人となっていた）未登記の家屋がある場合は、税務課窓口での名義変更が必要です。 ※登記済の土地および家屋については別途法務局での手続をお願いします。相続人代表者指定届が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどを提出してください。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	亡くなられた日から 概ね3か月
	手続可能な人
	相続人代表者となる方
	問合せ先
	税務課 資産税1係・2係 ☎ 0256-77-8146
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 相続人代表者になる方の本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方との関係がわかる書類（戸籍謄本等）	

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続① 廃車の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の原動機付自転車や農耕車などの小型特殊自動車(ナンバープレート)を相続しないときは、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続をしてください。 ※上記以外の車両をお持ちの方は手続き先が異なりますので、37ページをご覧ください。	亡くなられた日から30日以内 手続可能な人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類	税務課 市民税2係 ☎ 0256-77-8144

手続② 相続人への名義変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の原動機付自転車や農耕車などの小型特殊自動車を相続するときは、名義変更の手続をしてください。 ※上記以外の車両をお持ちの方は手続き先が異なりますので、37ページをご覧ください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問合せください。	亡くなられた日から15日以内 手続可能な人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの名義変更に関する委任状または譲渡証明書が必要です。
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類	税務課 市民税2係 ☎ 0256-77-8144

5. 介護保険

65歳以上または要介護認定を受けていた

手続 被保険者証等の返納

手続詳細	期 限
介護保険被保険者証を返納してください。また、要介護認定を受けており、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人利用者負担軽減確認証の交付を受けていた場合は、そちらも返納してください。 ※返納が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続可能な人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人利用者負担軽減確認証	問合せ先 長寿福祉課 介護保険係 ☎ 0256-77-8177

MEMO

6. 福祉（高齢者）

在宅介護手当を受給している介護者だった

手続 資格消滅の届出または、受給資格変更の届出

手続詳細	期 限
在宅介護手当における介護者だった方が亡くなられたときは、資格消滅または介護者変更の手続が必要です。資格消滅の場合は、在宅福祉サービス受給資格消滅届出書を提出してください。介護者変更の場合は、在宅福祉サービス受給資格変更届出書等を提出してください。 ※新たに介護者となる方の口座情報が必要です。	速やかに
	手続可能な人 新しい介護者、ケアマネジャーなど
必要なもの	問合せ先
【資格消滅の場合】 <input type="checkbox"/> 在宅福祉サービス受給資格消滅届出書	長寿福祉課 長寿福祉係 ☎ 0256-77-8175
【介護者変更の場合】 <input type="checkbox"/> 在宅福祉サービス受給資格変更届出書	
<input type="checkbox"/> 要介護者の介護保険被保険者証	
<input type="checkbox"/> 振込先の通帳	

紙おむつ支給券の交付を受けていた

手続 未使用の紙おむつ支給券の返納

手続詳細	期 限
死亡日をもって紙おむつ支給券は利用できなくなります。未使用の紙おむつ支給券があるときは、返納をお願いします。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未使用の紙おむつ支給券 ※未使用の紙おむつ支給券がある場合のみ	長寿福祉課 長寿福祉係 ☎ 0256-77-8175

MEMO

7. 福祉（障がい）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期 限
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方が亡くなられたときは、返還の手続が必要です。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172

障害児福祉手当を受給していた

手続 障害児福祉手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
障害児福祉手当を受給していた方が亡くなられたときは、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172

特別障害者手当を受給していた

手続 特別障害者手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
特別障害者手当を受給していた方が亡くなられたときは、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続

未支払特別児童扶養手当請求書の提出（受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられたときは、死亡月をもって受給資格が喪失となり、未支払分の手当が支給されず。受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本（受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合、または、市内在住の場合は省略可） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 認定請求者の印鑑（認定請求書の提出で代理人が申請する場合）	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172

【児童が亡くなられた場合】

手続

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出（未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続詳細	期 限
特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられたときは、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続が必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本（市内在住の場合は省略可）	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172

7. 福祉（障がい）

燕市在宅重度心身障害児者等介護手当を受給していた

【受給者（保護者）が亡くなられた場合】

手続

受給資格消滅届出書の提出（新たに受給者を設ける場合は介護人変更届出書の提出）

手続詳細	期 限
燕市在宅重度心身障害児者等介護手当を受給していた介護人（保護者）が亡くなられたときは、死亡月をもって受給資格が喪失となり、未払い分の手当があれば支給されます。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 新たに受給者を設ける場合は、新たな受給者の振込口座のわかるもの	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172

【対象者（障がい者）が亡くなられた場合】

手続

受給資格消滅届出書の提出

手続詳細	期 限
燕市在宅重度心身障害児者等介護手当を受給していた対象者（障がい者）が亡くなられたときは、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば支給されます。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
なし	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続

お手続は不要です

手続詳細	期 限
自立支援医療受給者証をお持ちだった方が亡くなられたときは、死亡日をもって使用不可となります。自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返納は必要ありません。	
	手続可能な人
必要なもの	問合せ先
なし	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172

心身障害者扶養共済制度を利用していた

【掛金を支払っていた方（加入者）が亡くなられた場合】

手続

死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出（新たに年金管理者を設ける場合は年金管理者指定届出書の提出）

手続詳細	期 限	問合せ先
掛金を支払っていた方（加入者）が亡くなられたときは、年金支給の請求の手続が必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172
	手続可能な人 年金を受給する方または、年金管理者	
必要なもの		
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方（心身障がい者）の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方（心身障がい者）の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 年金を受給する方（心身障がい者）の金融機関届出印 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（交付されている方） <input type="checkbox"/> 年金管理者を指定する場合は、年金管理者の住民票 <input type="checkbox"/> 年金管理者が成年後見人や保佐人の場合は、年金管理者と障がい者との関係を証明する書類（登記事項証明書等）		

【年金受給を予定していた方（心身障がい者）が亡くなられた場合】

手続

死亡・重度障害届、弔慰金支給請求書の提出

手続詳細	期 限	問合せ先
年金受給を予定していた方（心身障がい者）が亡くなられたときは、弔慰金支給の請求の手続が必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172
	手続可能な人 年金加入者	
必要なもの		
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方（加入者）の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方（加入者）の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方（加入者）の金融機関届出印		

7. 福祉（障がい）

心身障害者扶養共済制度を利用していた

【年金を受給していた方（心身障がい者）が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届の提出

手続詳細	期 限
年金を受給していた方（心身障がい者）が亡くなられたときは、死亡・重度障害届の提出が必要です。未支払分があるときは請求の手続も必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 指定相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票（市内在住の場合は不要） <input type="checkbox"/> 未支払分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 未支払分がある場合は、相続人の金融機関届出印	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172

【年金管理者になっていた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届の提出（年金管理者を他の方が引き継ぐ場合は年金管理者変更届の提出）

手続詳細	期 限
年金管理者が亡くなられたときは、死亡・重度障害届の提出が必要です。年金管理者を他の方が引き継ぐときは、年金管理者変更の手続も必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 指定相続人または新たな年金管理者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 年金管理者を引き継ぐ場合は、年金受給者との関係がわかる戸籍謄本等	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172

MEMO

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続 受給者証の返納、資格喪失届の手続

手続詳細	期 限
重度心身障害者医療費助成を受給していた方が亡くなったときは、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費助成申請書があれば請求の手続が必要です。	なし
	手続可能な人
必要なもの	親族
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の重度障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費助成申請書および領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座がわかるもの	問合せ先 保険年金課 年金医療係 ☎ 0256-77-8133

精神障がい者医療費の助成を受けていた

手続 受給者証の返納、資格喪失届の手続

手続詳細	期 限
精神障がい者医療費助成を受給していた方が亡くなったときは、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の精神障がい者医療費交付申請書があれば請求の手続が必要です。	なし
	※未請求分の精神障がい者医療費交付申請については、診療月から6か月以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の精神障がい者受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の精神障がい者医療費交付申請書および領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座がわかるもの	親族 問合せ先 保険年金課 年金医療係 ☎ 0256-77-8133

MEMO

7. 福祉 (障がい)

障害者タクシー利用券・自動車燃料費助成券を利用していた

手続 タクシー利用券・自動車燃料費助成券の返還届と、未使用分のタクシー利用券・自動車燃料費助成券の返還

手続詳細	期 限
タクシー利用券・自動車燃料費助成券を利用していた方が亡くなられたときは、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分のタクシー利用券・自動車燃料費助成券の返還手続が必要です。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未使用分のタクシー利用券・自動車燃料費助成券	燕市社会福祉協議会 法人本部 ☎ 0256-78-7080

障害児通所支援を利用していた

手続 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返納

手続詳細	期 限
障害児通所支援給付を受給していた方が亡くなられたときは、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証を返納してください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証 <input type="checkbox"/> 新たに保護者となる方の印鑑	子育て応援課 こども福祉係 ☎ 0256-77-8186

MEMO

障害福祉サービスを利用していた

手続 障害福祉サービス受給者証の返納または保護者の変更

手続詳細		期 限
障害福祉サービスを受給していた方が亡くなられたときは、障害福祉サービス受給者証を返納してください。また、保護者が亡くなられた場合には障害福祉サービス受給者証の保護者変更が必要です。		なし
		手続可能な人
		どなたでも可
必要なもの	問合せ先	
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 新たに保護者となる方の印鑑	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172	

地域生活支援事業サービスを利用していた

手続 地域生活支援事業サービス受給者証の返納または保護者の変更

手続詳細		期 限
地域生活支援事業サービスを受給していた方が亡くなられたときは、地域生活支援事業サービス受給者証を返納してください。また、保護者が亡くなられた場合には地域生活支援事業サービス受給者証の保護者変更が必要です。		なし
		手続可能な人
		どなたでも可
必要なもの	問合せ先	
<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 新たに保護者となる方の印鑑	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0256-77-8172	

MEMO

8. 子ども

児童手当を受給していた

手続 受給者変更手続

手続詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなったときは、未支払いの児童手当および受給者の変更手続が必要です。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続可能な人 受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 受給予定者の加入医療保険の資格情報がわかるもの（保険証、資格確認証などの写し）。ただし、燕市国民健康保険加入者は不要。 <input type="checkbox"/> 受給予定者の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 受給予定者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	子育て応援課 こども福祉係 ☎ 0256-77-8186

児童扶養手当を受給していた

手続 受給者死亡届提出

手続詳細	期 限
受給者が亡くなったときは、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当てがある場合は、別途手続が必要ですのでお問合せください。	14日以内
	手続可能な人 親族など
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の印鑑	子育て応援課 こども福祉係 ☎ 0256-77-8186

子ども医療費受給者証を交付されていた

手続 受給資格内容等変更届、受給者証の返納

手続詳細	期 限
子ども医療費受給者証の交付を受けている受給者が亡くなったときは、受給資格内容等変更届を提出してください。また、対象児童が亡くなった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。受給者証は、返納してください。	なし
	手続可能な人 【受給者が亡くなった場合】 新しい受給者 【児童が亡くなった場合】 保護者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証	保険年金課 年金医療係 ☎ 0256-77-8133

ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた

手続 受給者証の返納、資格喪失届の手続

手続詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成受給者証の交付を受けていた方が亡くなったときは、受給資格喪失届を提出してください。受給者証は、返納してください。	なし
	手続可能な人 【児童が亡くなった場合】 保護者 【保護者が亡くなった場合】 親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方のひとり親家庭等医療費助成受給者証	保険年金課 年金医療係 ☎ 0256-77-8133

MEMO

8. 子ども

養育医療券を交付されていた

手続 変更届、養育医療券の返納の手続

手続詳細	期 限
養育医療券の交付を受けている受給者が亡くなったときは、変更届を提出してください。対象乳児が亡くなった場合、医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続可能な人 【受給者が亡くなった場合】 新しい受給者 【乳児が亡くなった場合】 保護者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 養育医療券	保険年金課 年金医療係 ☎ 0256-77-8133

妊産婦医療費受給者証を交付されていた

手続 受給者証の返納、助成期間変更の手続

手続詳細	期 限
妊産婦医療費助成を受給していた方が亡くなったときは、死亡日をもって受給資格が喪失となります。流産・死産の場合、助成期間が変更となる場合があります。	【妊産婦が亡くなった場合】 なし
	【流産・死産の場合】 速やかに
	手続可能な人 親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 妊産婦医療費受給者証	保険年金課 年金医療係 ☎ 0256-77-8133

MEMO

9. 小中義務教育学校

子が児童クラブを利用していた

手続 申請者変更の手続

手続詳細	期 限
申請者（児童の保護者）が亡くなられたときは、申請者の変更が必要です。	30日以内
	手続可能な人 児童の保護者
必要なもの	問合せ先
なし	学校教育課 児童クラブ係 ☎ 0256-77-8705

就学援助費を受給していた

手続 受給者変更の手続

手続詳細	期 限
就学援助費を受給している方が亡くなられたときは、受給者の変更手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人 新しい受給者（保護者）
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 新しい受給者名義の預貯金通帳（写し）	学校教育課 学事保健係 ☎ 0256-77-8211

特別支援教育就学奨励費を受給していた

手続 受給者変更の手続

手続詳細	期 限
特別支援教育就学奨励費を受給している方が亡くなられたときは、受給者の変更手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人 新しい受給者（保護者）
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 新しい受給者名義の預貯金通帳（写し）	学校教育課 学事保健係 ☎ 0256-77-8211

10. 上下水道

上水道を使用していた

手続 名義変更または閉栓手続

手続詳細	期 限
名義人の方が亡くなられたときは、名義変更または閉栓手続が必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続可能な人 親族または同居者
必要なもの	問合せ先
なし	燕・弥彦総合事務組合水道局 ☎ 0256-77-9400

下水道を使用していた

手続 使用者変更届の提出

手続詳細	期 限
使用者の方が亡くなられたときは、使用者変更手続が必要です。また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている方（下水道使用料のみをお支払いの方）も使用者変更手続が必要です。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
なし	下水道課 計画管理係 ☎ 0256-77-8291

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続 受益者変更届の提出

手続詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられたときは、受益者の変更の手続が必要です。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。 ・亡くなられた方の口座から負担金を引き落とししていた場合、金融機関の窓口で新たに引き落とし口座を登録する必要があります。 ※納付方法を口座振替から納付書払いに変更することも可能。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
【金融機関で新たに引き落とし口座を登録する場合】 <input type="checkbox"/> 引き落とし口座の預貯金通帳、届出印	下水道課 業務係 ☎ 0256-77-8293

11. 環境・衛生・市営墓地

浄化槽を使用していた

手続 浄化槽管理者変更の手続

手続詳細	期 限
浄化槽を設置している管理者の方が亡くなられたときは、管理者変更報告書を提出してください。	30日以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
なし	生活環境課 環境政策係 ☎ 0256-77-8167

家財整理をしたい

手続 ごみの搬入

手続詳細	期 限
<p>多量の可燃ごみや不燃ごみ、粗大ごみなどがあり、町内のごみ集積所を利用できないときは、持込み処分ができます。</p> <p>■可燃ごみの搬入先 燕・弥彦総合事務組合 環境センター（燕市吉田吉栄 777 番地）</p> <p>■不燃ごみの搬入先 燕・弥彦総合事務組合 クリーンセンター館野（燕市館野 109 番地 1）</p> <p>■粗大ごみ 燕・弥彦総合事務組合 環境センター（燕市吉田吉栄 777 番地）</p>	なし（搬入日当日にお持ちください）
	手続可能な人
	ご親族の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 可燃ごみ、不燃ごみ 各家庭用ごみ指定袋に入れて搬入 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ 粗大ごみシール・免許証など燕市在住を確認できる書類 ※その他、ご不明な点がございましたら問合せ先にご連絡ください。	燕・弥彦総合事務組合 環境センター（焼却場） ☎ 0256-93-4704

11. 環境・衛生・市営墓地

犬を飼っていた

手続 犬の所有者変更の手続

手続詳細	期 限
犬を飼っていた方が亡くなられたときは、新しい所有者（市内在住）が、登録事項変更届を提出してください。新しい所有者が市外在住の場合は、犬の鑑札を持参の上、お住まいの市区町村に登録事項変更届を提出してください。	30日以内
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 犬の鑑札	生活環境課 環境政策係 ☎ 0256-77-8167

市営墓地を利用していた

手続 市営墓地利用者変更の手続

手続詳細	期 限
墓地の利用者が亡くなられたときは、墓地利用権承継申請書を提出してください。承継される方が市外在住のときは、管理人選任届も提出してください。	速やかに
	手続可能な人 承継者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本の写し <input type="checkbox"/> 交付済みの墓地利用許可証 <input type="checkbox"/> 申請者の身分を証明するもの <input type="checkbox"/> 管理人の住民票の写し	生活環境課 環境政策係 ☎ 0256-77-8167

MEMO

12. 農業

農業者年金を受給していた

手続 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	期 限
受給権者が亡くなられたときは、10日以内に住所地の農協を經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書	農業委員会事務局
<input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	☎ 0256-77-8251

農地の権利を相続した

手続 農地法第3条の3第1項の規定による届出

手続詳細	期 限
農地の権利を相続等により取得したときは、農地がある市区町村の農業委員会事務局に届出をしてください。農地の貸借契約がある場合は農業委員会事務局にご相談ください。	速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 登記完了証の写し	農業委員会事務局
	☎ 0256-77-8251

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

13. 市営・県営住宅

市営・県営住宅の入居名義人だった

手続 入居の承継（現に同居している配偶者のみ可）

手続詳細	期 限
入居名義人が亡くなられたときは、原則、現に同居している配偶者のみ承継することが可能です。それ以外の同居者への承継はできませんので、明渡していただきます。ただし、高齢者、障がい者等で明渡しが困難な場合はご相談ください。	速やかに
	手続可能な人
	現に同居している配偶者のみ
必要なもの	問合せ先
【入居の承継】 <input type="checkbox"/> 入居者の死亡の事実と承継される方との続柄がわかる書類 <input type="checkbox"/> 収入額を証する書類 <input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し など	営繕建築課 公営住宅係 ☎ 0256-77-8287

手続 住宅の引渡し

手続詳細	期 限
亡くなられた方が単身である、または同居者が引き続き住宅に居住しないときは、住宅の明渡し手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
なし	営繕建築課 公営住宅係 ☎ 0256-77-8287

市営・県営住宅の同居者だった

手続 同居者異動の提出

手続詳細	期 限
同居者が亡くなられたときは、入居者の異動届けが必要です。	速やかに
	手続可能な人
	入居名義人
必要なもの	問合せ先
なし	営繕建築課 公営住宅係 ☎ 0256-77-8287

14. その他の手続・ご案内

交通災害共済に加入していた方が交通事故で亡くなられた

手続 見舞金等請求の相談

手続詳細	期 限
交通災害共済に加入されていた方が交通事故により亡くなられたときは、ご遺族が見舞金等を請求することができます。事故の状況により必要な書類が異なりますので、まずは担当窓口までお問合せください。	交通災害を受けた日から起算して1年以内
	手続可能な人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 新潟県交通災害共済会員証	生活環境課 交通安全・防犯係 ☎ 0256-77-8162

市営駐車場を利用していた

手続 解約の連絡

手続詳細	期 限
市営駐車場を利用していた方が亡くなられたときは、担当へお知らせの上、駐車券と死亡日の翌月以降の納付書を返納してください。	速やかに
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 利用していた駐車券 <input type="checkbox"/> 死亡日の翌月以降の納付書	生活環境課 交通安全・防犯係 ☎ 0256-77-8162

緊急告知FMラジオの貸与を受けていた

手続 ラジオの返納

手続詳細	期 限
緊急告知FMラジオの貸与を受けていた方が亡くなり、貸与基準を満たさなくなったときは、ラジオを返納してください。	速やかに
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 緊急告知FMラジオ	防災課 防災対策係 ☎ 0256-77-8381

14. その他の手続・ご案内

市道を占有していた

手続 道路占有許可の占有者変更手続

手続詳細	期 限
占有者の変更が必要です。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 道路占有権承継届	新たに占有者となる方
<input type="checkbox"/> 道路占有許可書の写し	問合せ先
	土木課 管理係 ☎ 0256-77-8277

法定外公共物（河川用地または水路用地、市道ではない道）を占有していた

手続 公共物占有許可の占有者変更手続

手続詳細	期 限
占有者の変更が必要です。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 地位継承届	新たに占有者となる方
<input type="checkbox"/> 公共物占有許可書の写し	問合せ先
	土木課 管理係 ☎ 0256-77-8277

ご案内 「大切な人を亡くされた方のこころの相談窓口」

案内詳細

ご家族を亡くした悲しみや喪失感など、こころの悩みを聞いてほしい時にご利用ください。誰に相談していいかわからない時、身近な人に相談できない時は、一人で抱え込まずにご相談ください。

相談窓口

- 健康づくり課 燕市保健センター
電話 0256-93-5461 8:30～17:15 土日・祝日、年末年始は除きます。



燕市ホームページ
こころの相談窓口

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続があります。一般的な手続について記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に提出してください。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		亡くなられた方の被扶養者だった方は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入してください。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	亡くなられた方やご遺族の方の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。 亡くなられた方の基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものを準備の上、事前に年金事務所へお問合せください。 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 三条年金事務所 ☎ 0256-32-2820

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 巻税務署 ☎ 0256-72-2355
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1か月以内	※個人事業の開業・廃業等届出書は市役所税務課にも提出ください。 税務課 市民税1係 ☎ 0256-77-8142
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書		

少し落ち着いてから行う市役所外での手続チェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問合せ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続	燕警察署 ☎ 0256-94-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問合せください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の住所地 を管轄する保健所へお 問合せください。	三条地域振興局 健康福祉環境部 (三条保健所) ☎ 0256-36-2360
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
河川占用・国県道の道路占用許可を 受けていた	<input type="checkbox"/>	変更届など	三条地域振興局 地域整備部用地・行政課 ☎ 0256-36-2304
軽二輪車(125ccを超え250cc以下)、 小型二輪車(250ccを超えるもの)、 普通自動車を持っている	<input type="checkbox"/>	廃車、変更届など	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 ☎ 050-5540-2040
三輪・四輪の軽自動車を持っている	<input type="checkbox"/>	廃車、変更届など	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 ☎ 050-3816-1850
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 巻税務署 ☎ 0256-72-2355
県税	<input type="checkbox"/>	普通自動車税等の課税 のお問合せなど	新潟地域振興局県税部 三条収税課 ☎ 0256-36-2212
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	所轄の法務局 新潟地方法務局三条支局 ☎ 0256-33-1375

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問合せ先
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続	各金融機関
月極で駐輪場を利用している	<input type="checkbox"/>	定期利用解除など	各契約先
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

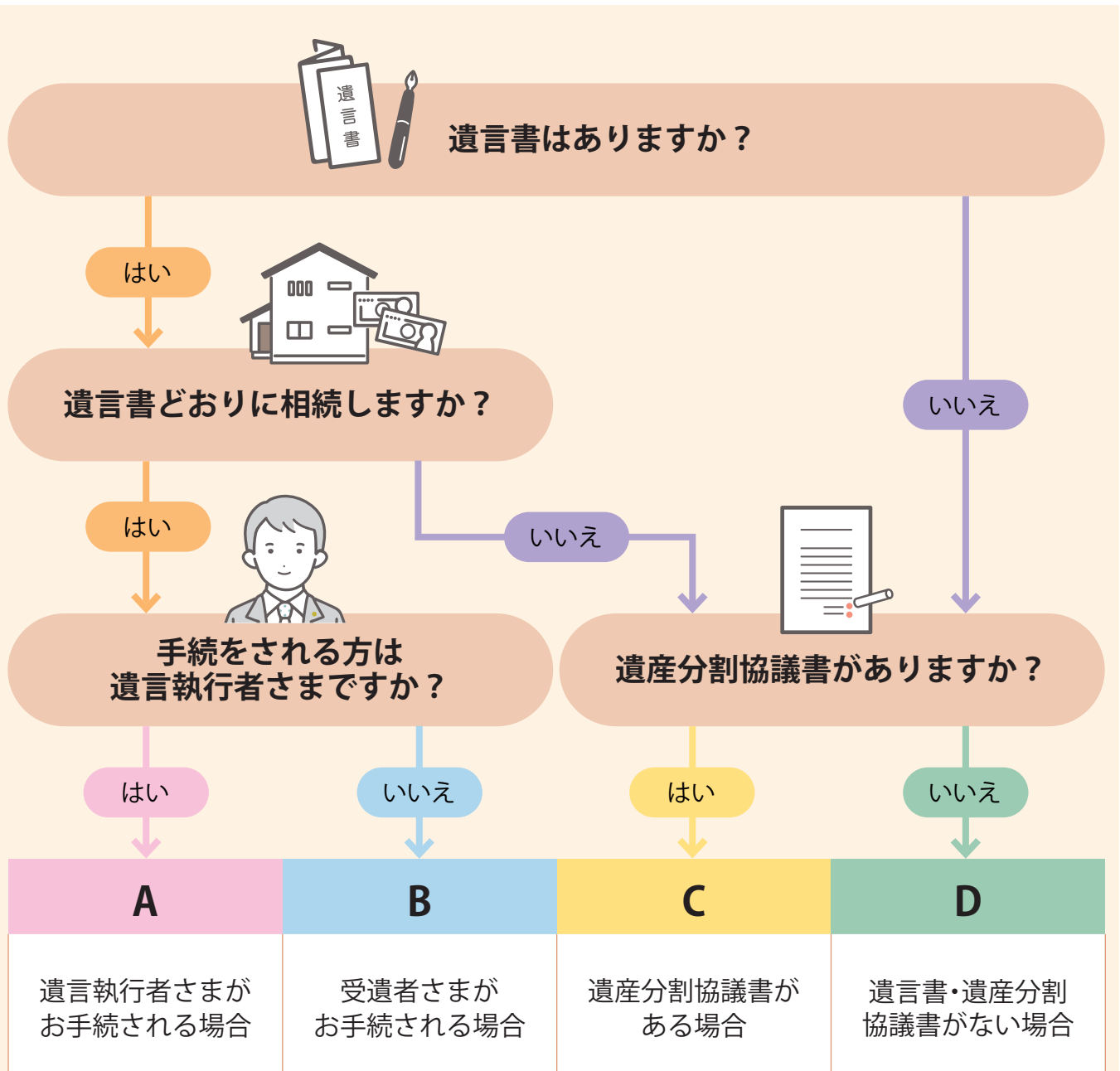
※手続に必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問合せいただいてから、市役所にお越しいただくと手続が進めやすくなります。

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問合せください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(亡くなられた方)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査	速やかに	自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

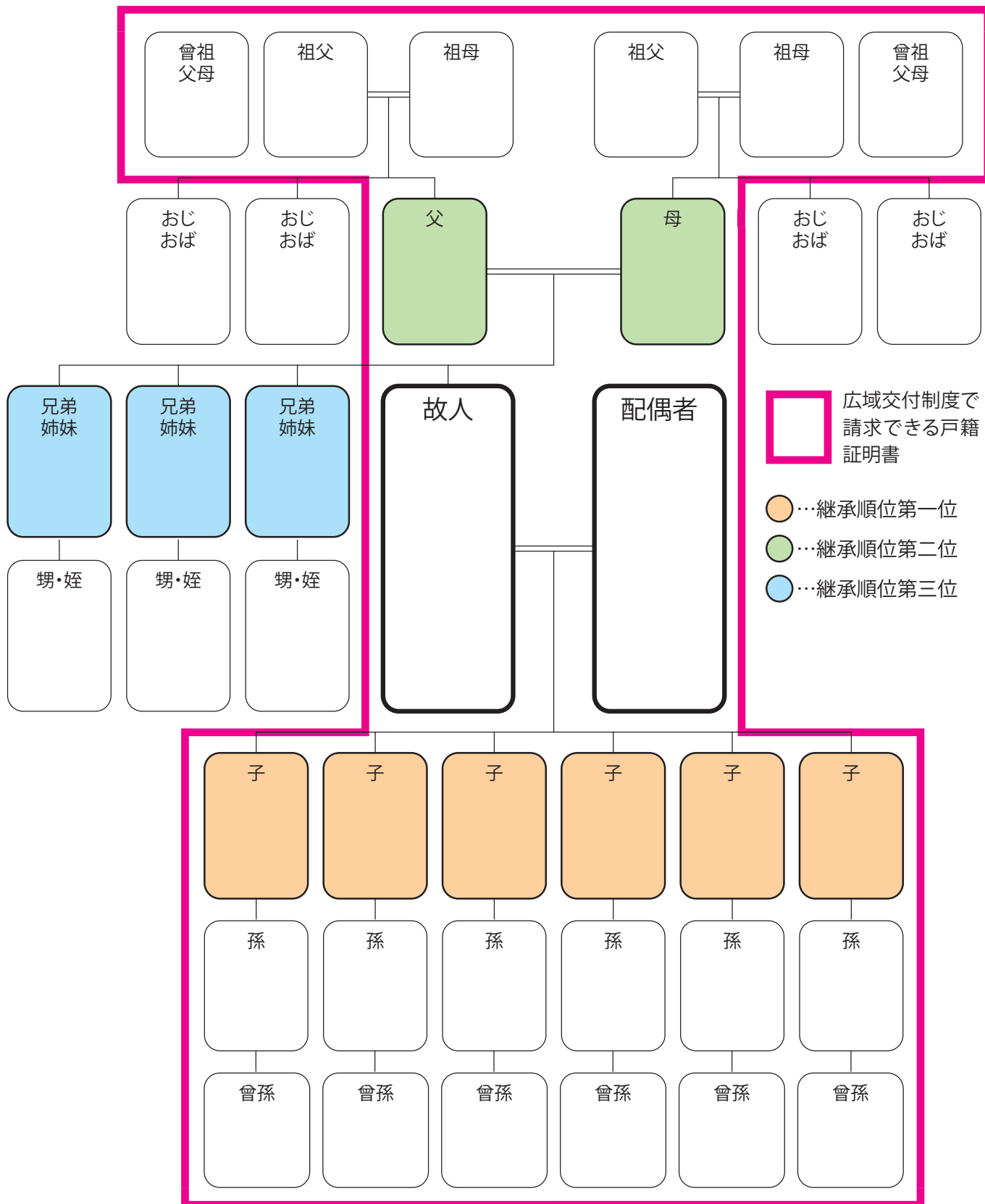
各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

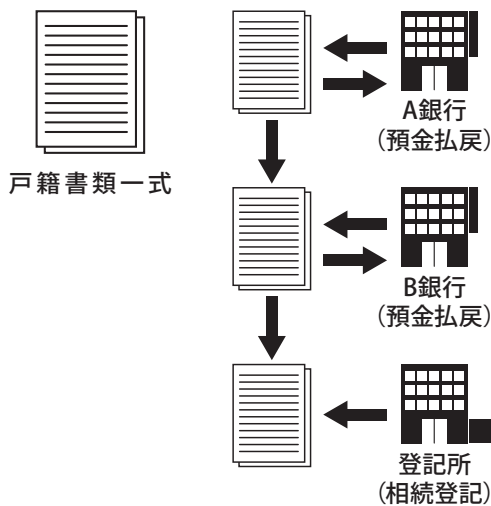
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

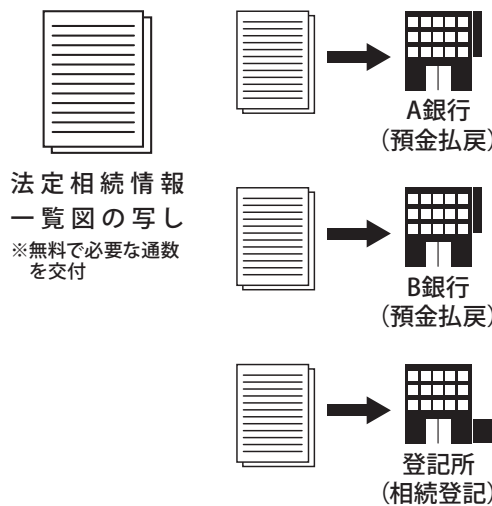
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)燕市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発 行 燕市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026年4月